

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【総務局情報政策部情報政策課】

2

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】

3

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年2月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第7号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北九州市条例第49号）付則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成29年5月30日とする。

北九州市公告第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成29年2月22日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区沼南町二丁目49番1、49番4から49番8まで及び49番13から49番54まで	福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号 ミサワホーム九州株式会社 代表取締役 下村秀樹